

## 10月から幼児教育・保育の無償化がスタート

新たに手続きが必要な場合があります

育児の経済的負担を軽減するため、保育料や障がいのある子どもが利用する児童発達支援などにかかる費用が、10/1(火)から原則無償になります。なお、送迎や食事などの費用は引き続きかかるほか、施設によって手続き方法が異なりますので、ご注意ください。

**問い合わせ** 保育料の無償化に関する一般的なことは市コールセンター☎222-4894

10/1(火)  
から

**3歳～5歳の子どもと  
住民税非課税世帯で2歳以下の子どもが対象**

※年齢は原則クラス年齢です



### 認可施設を利用している方

地域型保育事業、認可保育所、認定こども園、新制度の幼稚園  
を利用している方

**10月分から保育料がかからなくなります**  
原則、手続きは不要です。施設から制度の概要を紹介するパンフレットを配布します。

幼稚園の預かり保育の無償化には、別途手続きが必要になるため、下記もご確認ください。

このほか、私学助成幼稚園を利用している方は、月25,700円を限度に、保育料と入園料が無償になります。7月中に園から配布した説明書類を確認の上、手続きをお願いします。

### 施設で行っているサービスや認可外施設を利用している方

**原則、保育の必要性の認定手続きが必要です**

認定後、10月以降に支払った利用料を、保護者からの請求に基づいて後日支給。請求方法は現在検討中のため、本誌10月号などでお伝えします。

一時預かり、病児保育、子育てサポートセンター、こども緊急サポートネットワーク、認可外保育施設(ベビーシッター含む)を利用する方

※上記サービスは併用可能

**3歳～5歳は合計月37,000円を限度に支給します**

※0歳～2歳は合計月42,000円を限度に支給

### 幼稚園の預かり保育を利用する方

**3歳～5歳は月11,300円を限度に支給します**

※0歳～2歳は月16,300円を限度に支給

### ■手続きの流れ

#### ①保育を必要とする事由に該当するかを確認

主な事由 就労 妊娠・出産 疾病・障がい  
同居親族などの介護・看護 など

#### ②申請書や必要書類を提出

7月中に施設を通じて配布した申請書などをご覧の上、必要書類を添えて随時。申請書などは、区役所(1ページ)の健康・子ども課か下記のホームページでも配布中

#### ③後日、認定可否の通知を送付

### 上記以外の方はこちら

- ・企業主導型保育事業所を利用する方は、施設ごとに詳細が異なるため直接ご確認を。
- ・障がいのある子どものための児童発達支援などを利用する方は、3歳になって最初の4/1から小学校入学までの3年間、利用者負担が無償になります。手続きは不要です。問い合わせは区役所(1ページ)の保健福祉課へ。

手続きの方法や制度の詳細は、さっぽろ子育て情報サイトでもご覧になれるほか、無償化の対象施設一覧は、8月中旬から確認できます。

さっぽろ子育て情報サイト **検索**